

東北関東大震災の復興に係る財源確保に関する意見書

平成23年3月11日午後2時46分頃に発生した地震は、これまでの予想を大きく上回るマグニチュード9.0という巨大地震で、東北地方を中心に広範囲に及ぶ甚大な被害をもたらしました。

この地震で発生した大津波は、太平洋沿いの多くの自治体を直撃し、多くの人命を一瞬にして奪い去り、道路や公共建物、家屋を始めとするすべての生活基盤や自治体機能までも失った所もあります。加えて原子力発電所の事故も発生し、まさに戦後最大の危機であります。

国会では与野党とも一致して復興に対する様々な検討がなされており、先般の内閣官房長官の談話の中でも、あらゆる可能性を否定しないという力強い発言もあり、大いに期待している所であります。また、国内外からは支援の輪が広がり、多くの義援金の募金活動や救援物資の収集等が報道され、人々の温かい心を感じます。この未曾有の国難にあたり、被災地が一日も早い復興をするには莫大な財源が必要であります。

国におかれては、今後の東北関東大震災の復興に必要な財源を確保するために、高速道路料金無料化等をはじめ、平成23年度国家予算の見直しを行う等復興に向けた財源を確保するとともに、国家の存亡の今こそ与野党結束してこの難局を打開すべく「政府紙幣」発行権を発動し、この「政府紙幣」を復興資金としていち早く復興できるよう次の事項について強く要望する。

記

1. 平成23年度国家予算の見直しによる復興財源の確保。
2. 復興資金として「政府紙幣」を発行し当該自治体へ付与する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、文部科学大臣